

會社が不都合を蒙る為期間満了に際しては、前年當りと同様

○ 報告書
十日要來を以て、同社の報告書及び報告書に於ては、

其時、同社役員は、同社役員は、同社役員は、同社役員は、

二月十日、同社役員は、同社役員は、同社役員は、同社役員は、

十一 監査並 報告書

S、幹部夫、同社役員は、同社役員は、

十二 要 來 報 告

同社に於ては、同社役員は、同社役員は、同社役員は、

同人 財團協會 福岡出張所

財團協會 福岡出張所

發第一二九號

昭和十二年六月三十日

福岡出張所長 清原 進

協調會常務理事 長 岡 保太郎 殿

早良鑽業株式会社従業員紛議状況別紙の通御報告申上候